

電気設備工事特記仕様書

I 工事名称 三田地区市民センター高圧受電設備改修工事
 II 工事場所 三重県伊賀市 三田 地内
 III 工事仕様

項目	特記事項
① 施工基準	<p>図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 <ul style="list-style-type: none"> 「公共建築工事標準仕様書 平成31年版」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築設備工事標準図 平成31年版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版」(電気設備工事編・機械設備工事編) 「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」令和元年版 * 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 <ul style="list-style-type: none"> 「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」 * 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) * 電力会社供給約款 * 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む) * 電気事業の業務の適正化に関する法律・電気工事士法・労働安全衛生法 * その他関連法規、関連諸基準
② 一般事項	<p>工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。</p> <p>他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
○ 施工計画等	<p>受注者は、施工に先立ち、次の書類を提出し、監督員と打合わせを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 総合施工計画書 <p>なお、これらの書類の作成に際し、施工上密着に関連する工事との納まり等について十分検討すること。</p>
○ 工事使用材料等	<p>工事に使用する機器及び材料等については、予め、伊賀市の指定する工事書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 使用材料確認 * 機器明細図 * カタログ・製作図・その他諸資料 <p>なお、機器及び材料等の選定にあたっては電気設備工事指定資材見積メーカー(参考)及び国土交通省大臣官庁営繕部監修「建設材料・設備機材等品質性能評価事業」評価名簿(最新版)又はこれらと同等以上のものとする。</p> <p>また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。</p>
○ 施工条件	<p>監督員及び関係部署と協議調整し決定すること。</p>
○ 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p>
○ 発生材の処理等	<p>引き渡しを要するもの()</p> <p>上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>特別管理産業廃棄物(変圧器・コンデンサ)は、PCB含有検査後、PCBが含まれている場合監督員の指定する場所へ保管すること。</p> <p>PCBが含まれていない場合は、他機器と共に、全て構外に搬出し建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>(マニフェスト 原本の提示及び、E票の写しと集計表を監督員に提出すること)</p>

項目	特記事項
○ 諸手続	<p>工事に伴う関係官公署、電力会社、電気保安管理者等への諸手続きは、受注者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。</p>
○ 消防提出書類	<p>消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。</p>
○ 既設との取合い	<p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。</p>
○ 既設設備の調査	<p>既設設備の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響を来さないよう、現地工事着工前に十分な調査をおこなうこと。又、施工前後で比較を行うよう工事前にも絶縁抵抗測定を行っておくこと。</p>
・ 工事中の保安管理	<p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、その供用開始から引渡しまでの電気保安管理にかかる費用は本工事に含まれる。</p>
○ 不当介入を受けた場合の措置	<p>暴力団員等による不当介入(伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について</p> <p>(1) 受注者は暴力団員等(伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。</p> <p>(3) 受注者は暴力団員等より不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>
③ 耐震基準	<p>耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は全て「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説平成8年版」(建設大臣官房長官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1) 局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度(Ks)</p> <p>(2) 地域係数は1.0とする。</p> <p>(3) 自重が100kg以下の比較的軽量の機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)の取付については、取付下地を入念に施工し、標準メーカーの指定する方法で確実に取付を行うものとするが、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(4) 配管配線及びダクトの支持は、標準仕様書及び標準図による。</p> <p>(5) 機器の耐震計算書を提出すること。</p> <p>重量1kN(100kg)以上のアンカー取付機器 ※盤類、変圧器類、発電設備及び補機類、燃料タンク等水槽類、その他監督員が指示するもの。</p>
④ 施工	<p>(1) 塗装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定色で2回塗りとする。 ・ 金属管、2種金属線び、吊りボルト、支持具等鋼板製(SUS、溶融亜鉛メッキ、樹脂製は除く)は原則として塗装を施すこと。 <p>(2) 行先表示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤、端子盤、制御盤、プルボックス、ハンドホール内の電線ケーブル類にはケーブルサイズ及び行先の表示を施すこと。 <p>(3) セパレータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤、端子盤、制御盤、コンセント内等に強電回路、弱電回路が混在する場合はセパレータを取り付けること。 <p>(4) 保護キャップ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レースウェイ等のダクタークリップが、人が容易に近づける場所、高さ(おおよそ2m以下)にある場合は保護キャップを取り付けること。
⑤ その他	<p>(1) 使用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 <p>(2) 測定機器の校正記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 <p>(3) 設計図書上に示すメーカー型番・姿図等は参考とする。</p>

名称 三田地区市民センター高圧受電設備改修工事

図面名称 特記仕様書

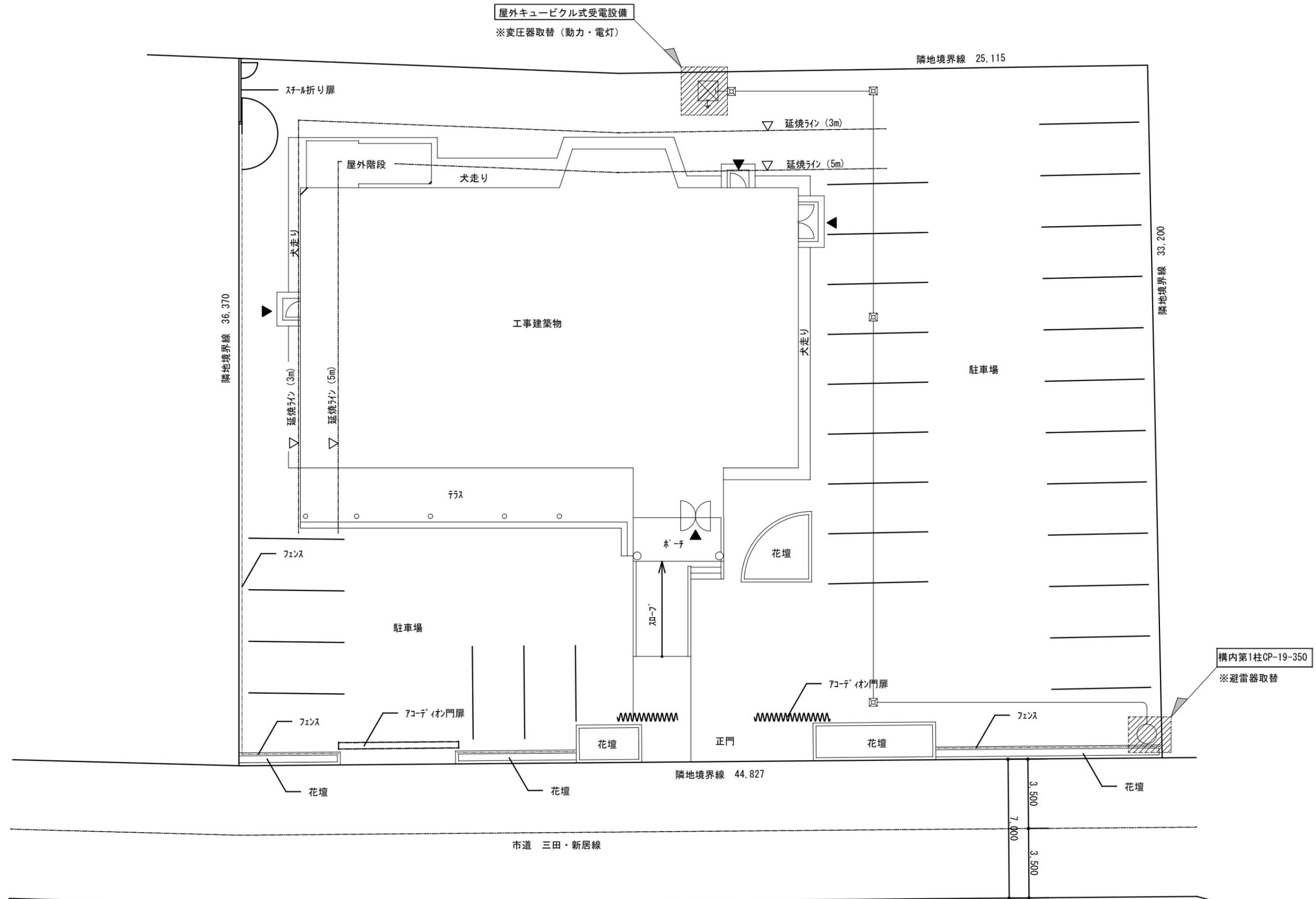
縮尺 NS

図番

E-01



伊賀市役所
建設部建築課



配置図 S: 1/400

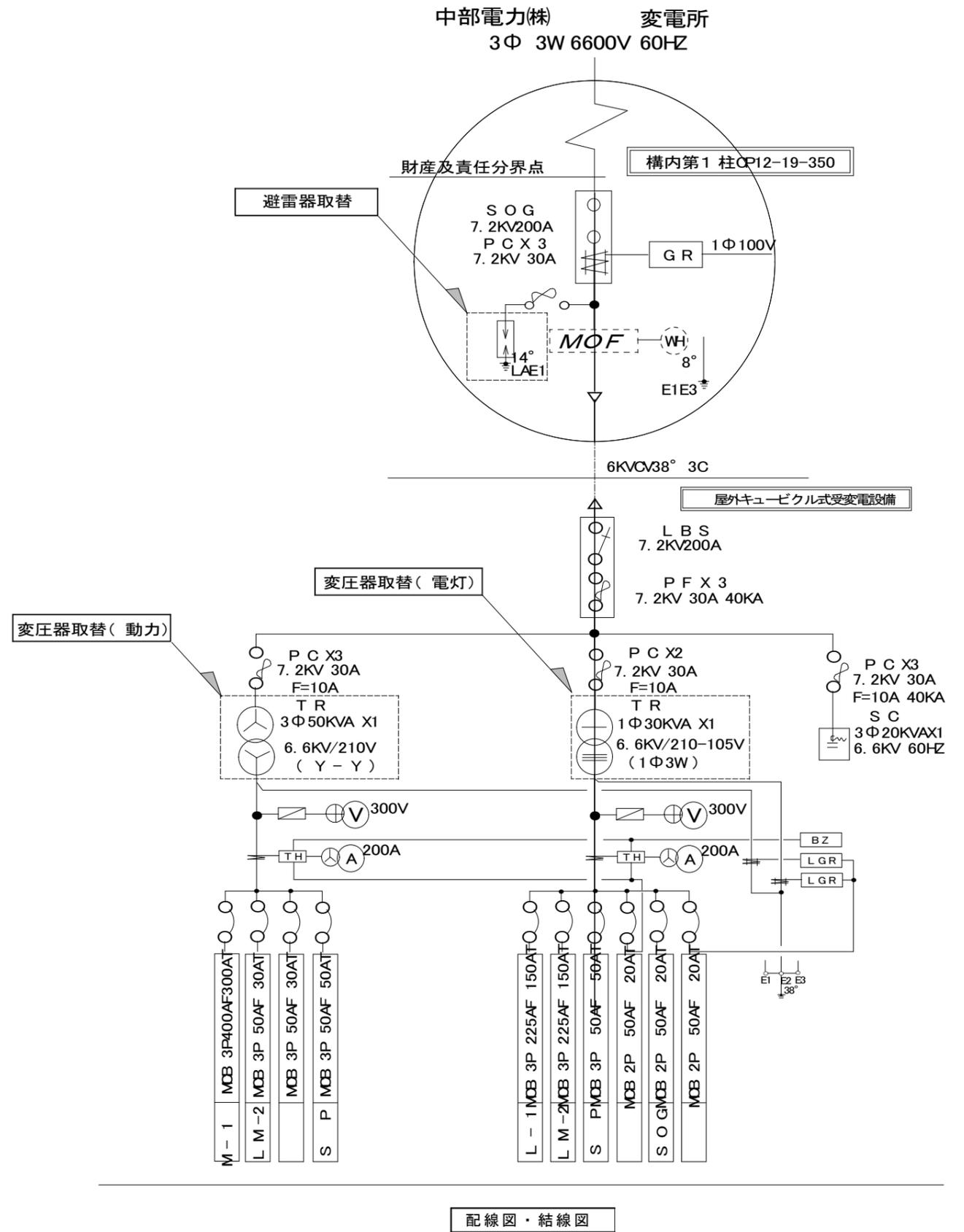
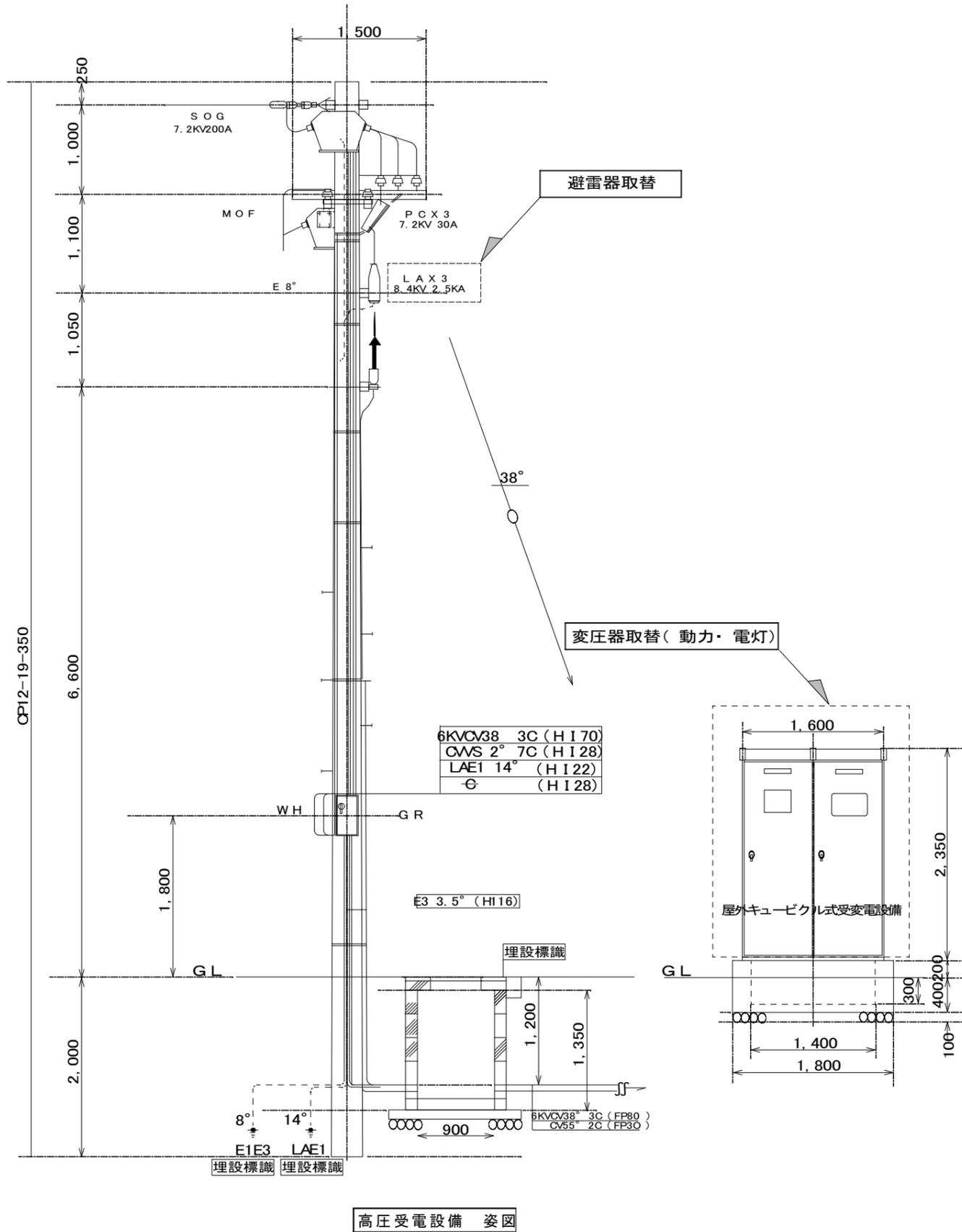
名称 三田地区市民センター高圧受電設備改修工事

図面名称 配置図

縮尺 S=1:400

図番

E-02



名称 三田地区市民センター高圧受電設備改修工事

図面名称 高圧受電設備 姿図、配線図・結線図

縮尺 N.S

課長

係長

図番

E-03



伊賀市役所
建設部建築課